元従業員の労災認定について

当社元従業員がアスベスト関連の疾患により労災認定を受けましたので、お知らせいた します。

記

1. 労災認定について

当該元従業員(性別・男性、住所・堺市北区)は、平成 14 年 4 月肺ガンと診断され、在職のまま同年 8 月に死亡(享年・59 歳)しましたが、職場におけるアスベストが原因の可能性があるとして、平成 18 年 7 月 20 日にご家族から労災申請がなされました。その後、10 月 27 日に大阪中央労働基準監督署から労災認定(労災認定日:10 月 27 日)を受けた旨、ご遺族から当社に対し連絡がありました。

2 . 元従業員の経歴及び作業内容について

当該元従業員は、昭和37年4月に入社して以来、天下茶屋工場で主電動機をはじめとする定期検査車両の検査業務等に従事していました。その後、昭和55年3月、当社の100%子会社である南海ビルサービス㈱に出向し、店舗改装等の工事に携わっておりましたが、その際、アスベストが露出する箇所付近で作業をした可能性もあり、アスベストを吸引していた可能性があることは否定できません。

3.対応について

本件を受けて南海ビルサービス㈱では、希望者に対する健康診断を実施することを計画しています。また現在同社では、アスベストに関係する業務に従事する際には、法令に従い、防摩用マスク使用等の対応を徹底しております。

なお当社でも、すでに全従業員とOB従業員を対象とした希望者による健康診断を実施しており、その結果、受診対象者全員がアスベストによる所見はありませんでした。

以上